

2-1 明治憲法の時代 <基礎編>

明治憲法にはどのような欠陥があったのだろうか？

明治憲法の特徴

大日本帝国憲法（明治憲法）は、天皇が定めた形をとる欽定憲法である。自由民権運動を抑えるために制定された経緯をもち、君主に大きな権力を認めていた

プロイセン憲法を手本として、国民には内容が秘密にされたまま作られた。

この憲法の特徴は、第一に**天皇の大権**をうたった点にあった。天皇は立法・行政・司法・外交など国政のすべてにわたる統治権をもち、さらに陸海軍を直接指揮する権限（**統帥権**）をもっていた。いちおう内閣制をとってはいたが、各大臣相互の独立性が強い反面で内閣総理大臣の権限は弱く、軍は統帥権を根拠に内閣の意思とは関係なく動ける余地があった。また帝国議会は天皇が立法権を行使する場合に「協賛」する機関にすぎなかった。

第二の特徴は、この憲法で認められた権利は、“生まれながらにして有する権利”としての基本的人権ではなく、**天皇が「法律の範囲内」**で与える「**臣民の権利**」にすぎなかった点である【①】。そのため1925年に制定された治安維持法によって、国民の権利はほとんど制限されてしまい、例えば国民が戦争に反対することも非常に困難になった。

もっとも、明治憲法のもとでも国民の政治参加の範囲は徐々に広がっていった。**大正デモクラシー**期には国民によって選挙された議員からなる衆議院の地位が高まり、衆議院における多数党が内閣を組織する政党内閣制が慣例化し【②】、男子の普通選挙制度も実現した。

富国強兵と 対外膨張

明治維新以後、日本は資本主義経済を確立し欧米列強諸国に対抗できる「一等国」となることを目指して**富国強兵**につとめ、近隣アジア諸国の**植民地化**に乗り

出した。そして日清戦争と日露戦争によって台湾・朝鮮半島・樺太・遼東半島などを植民地化し、現地住民を厳しく支配しはじめた。

昭和に入ると、**世界恐慌**による**経済危機**と**社会不安の高まり**を背景に「現状打破」を唱える軍部やファシズム勢力が台頭するようになった。はじめ内閣は軍縮につとめたが、軍は「内閣や議会には統帥権がない」と主張して反発するとともに、中国大陸で勝手な行動をするようになった。さらに五・一五事件によって軍に批判的な犬養首相が暗殺されて政党内閣制が否定されるようになると、もはや内閣でさえ軍の行動を抑えることができなくなって【③】、やがて日本は**第二次世界大戦**へと突き進んでいった。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

①これは、“基本的人権は、法や権力者が出現する以前から存在する”という近代的な政治思想に明らかに反するものである。

②当時は「憲政の常道」とまで言われた

③犬養首相暗殺後は軍人が組閣を命じられるようになった。さらに廣田内閣が**軍部大臣現役武官制**を復活させた後は、軍は陸軍大臣・海軍大臣を推挙しないことによって、軍に批判的な内閣が成立しないようにすることができるようになった。

2-1 明治憲法の時代 <標準編>

植木枝盛の 憲法案

自由民権運動は、明治維新の諸改革で特権を奪われた士族が、社会契約説など欧米の民主主義思想を根拠にして、「政府は専制的である」と批判したところから始まった民衆運動である。当時の政府の要職は、江戸幕府を倒した旧薩摩藩・長州藩の出身者によってほぼ独占され、彼らの独断で政治が進められていた。このような藩閥政府に対して土佐藩出身の板垣退助らは1874年に「民撰議院設立建白書」を政府に提出して、国会の開設を要求し、これをきっかけに言論による政府批判運動が全国に広まった。

明治政府は、1881年の開拓使官有物払い下げ事件をきっかけに議会開設を約束し憲法の制定に着手したが、天皇主権の体制を維持するため、市民革命によって生まれた民主的な憲法ではなく、強大な皇帝権力を認めるプロイセン憲法を模範とし、民権派の攻撃を避けて秘密裏に作成を進めた。

そのころ自由民権運動の志士であった土佐藩出身の植木枝盛は、自ら憲法草案を作成し、「大日本国憲按」として発表した。この憲法案は、植木がフランスの憲法に学んで作成したたいへん民主的なものであり、現在の日本国憲法とも多くの点で共通している。しかし実際に制定された明治憲法は、植木ら自由民権派が求めていたものとは正反対の内容だった。

天皇への 絶対服従

明治憲法では「天皇は神聖」とされ、国民（臣民）は天皇へ絶対的に服従することが求められた。天皇に対する非礼な行為は「不敬罪」として厳しく処罰されただけでなく、日常生活においても天皇を尊崇する態度が求められた【①】。天皇を主権者とする国家体制（内閣総理大臣は天皇の政治を補助（輔弼）する存在に過ぎない）は「国体」と呼ばれ、これを否定したり変革しようとする行動や言論は国家に対する重大な犯罪とされ、1925年に制定された治安維持法でも死刑をはじめ厳しい罰が定められていた。

また全国の小学校には天皇・皇后の写真（御真影）が掲げられ【②】、儀式においては教育勅語が奉読された。授業では国が発行した教科書（国定教科書）が用いられて、国家のために身命を賭して尽くす人物が日本国民の理想として強調された。さらに軍隊においては、上官の兵士に対する命令は天皇の命令と同じである、兵士に貸与される武器は天皇から預かったものである、などと言われ、上官の命令に反する行動や武器の扱いに過失があると天皇に対する非礼として厳しい制裁を受けることもあった。

①たとえば天皇に言及する場合には、直立不動で姿勢を正し「畏れ多くも天皇陛下にあらせられては…」と表明しなければならなかった。

②校庭には御真影を奉納する奉安殿と呼ばれる建物があつた。

このように明治憲法は天皇と軍隊の利益を最大限に追求したものであったから、国民の基本的な人権を保障するという点では不十分であり、天皇（政府）や軍隊を批判することは、多くの国民にとって命がけだった。むしろ当時の日本人の多くは、天皇と戦争を賛美することしかできなかった。

軍の暴走

明治憲法が「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と規定していたことにより、軍は政府（内閣）と対等の地位を与えられていた。さらに**軍部大臣現役武官制**【③】（1900年官制により設置・1913年廃止・1936年復活）が定められていたため、軍の意向に沿わない内閣を、軍は軍部大臣（陸軍大臣と海軍大臣）を推挙しないことによって倒すことができた。このように軍が優位にある政治体制により、軍はワシントン軍縮条約（1921年）やロンドン軍縮条約（1930年）を締結した政府に「**統帥権の干犯**」として激しく反発し、やがて天皇が任命した内閣が決めた政策をも無視して単独行動をとるようになった。

そのため政府は1931年に満州事件を起こして中国大陸への侵略行動を開始した軍の行動を抑制できず、また国民も（戦争は中国大陸で行われていて国内は戦争状態になっていなかったこともあって）重大な関心をもてなかった。やがて元陸軍大臣の**東条英機**が首相になり第二次世界大戦（**アジア太平洋戦争**）【④】が始まるが、昭和天皇は日本の敗色が濃くなった時期になっても早急に戦争を終わらせる決断をしなかった。【⑤】

命がけで抵抗した人々

軍が政治を支配するようになった時代にありながら、強い意思をもって政府や軍隊を批判し抵抗した人々が少数ながら存在したことを私たちは忘れてはならない。

例えば明治から昭和前期にかけて活躍したジャーナリストである**宮武外骨**は、生来のパロディ精神を発揮して自らが中心となって編集発行する『滑稽新聞』紙上などで、当時の腐敗した権力者を徹底的に批判しつづけた。また衆議院議員の**斎藤隆夫**は、1930年代後半ごろ政治に強く介入するようになった軍を批判する演説を帝国議会内で行い、そのために議員を辞職させられた。

宮城県出身の弁護士・**布施辰治**は、植民地統治に抵抗する朝鮮独立運動の志士たちを無償で弁護した（そのため弁護士資格を剥奪された）。また同じく弁護士の**正木ひろし**は戦前、警察官の暴力で容疑者が殺された事件を担当した経験や中国大陸での日本軍兵士の残虐行為を目にした体験をきっかけに個人誌『近きより』紙上で軍や政府に対する徹底的な批判を展開した（戦後は多数の冤罪事件に取り組んだ）。そのほかキリスト教系の宗教団体・**灯台社**に集う人々は、**明石順三**を中心に**兵役拒否**運動を行った。

③軍部の大臣（陸軍大臣と海軍大臣）に就任できる資格を、大將か中將の階級にある現役の軍人に限定した制度。

④第二次世界大戦の極東地域における戦争は、当時「大東亜戦争」と呼ばれた。現在では「太平洋戦争」あるいは「アジア太平洋戦争」と呼ぶ。

⑤1945年2月ごろ元首相の**近衛文麿**が昭和天皇に早期終戦を進言したところ（**近衛上奏**）、昭和天皇は「もう一度戦果を上げてからでなければ難しい」と答え、戦争を継続させた。もしこのとき決断をしていれば、沖繩戦・東京大空襲・広島長崎の原爆投下はなかった。

2-2 戦争中の被害と加害 <基礎編>

今も未解決のまま放置されている問題とはなんだろうか？

日本国民の被害

1931年に満州事変が勃発し1937年に日中戦争が始まったことにより、日本国内では1930年代末から40年代にかけて戦争最優先の政治が行われるようになった。1938年に「**国家総動員法**」が成立すると国民生活も多くの負担を強いられるようになり、市民が消費するための生活物資は著しく窮乏して**切符配給制**が実施された。また**治安維持法**により言論・出版活動は厳しく弾圧され、戦争に反対したために警察官に殺害される場合もあった。

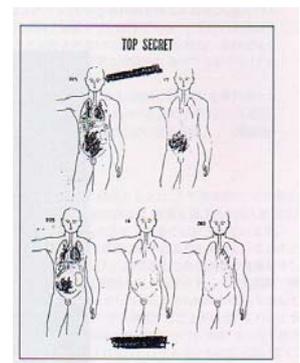
1942年頃から日本の主要都市はアメリカ軍の爆撃機による**空襲**を受けるようになり多くの損害が発生した（**東京大空襲**や、広島・長崎への**原子爆弾**投下が有名である）。**学徒動員・学徒出陣**によって学生も戦争に駆り出され、**学童疎開**【①】が行われた。また本土決戦のための「**捨石**」とされた沖縄では、住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が展開された。また1945年8月にソ連軍が中国東北部に侵攻するとソ連兵による日本人居留民への残虐行為が起り、**中国残留孤児**や**シベリア抑留**の悲劇の原因となった。

日本による加害

一方、これらの被害の背景には、日本の政府や軍隊の近隣諸国民に対する多大の加害行為・国際法違反行為・戦争犯罪行為があった。

例えば、軍司令部は戦地の部隊に対して食料などは現地で調達するよう命じていたため、日本軍占領地では兵士による現地住民への暴行や略奪が横行した。「殺しつくす・焼きつくす・奪いつくす」（**三光作戦**）はその典型である。炭鉱を守るために抵抗した中国人ゲリラに対する報復として関東軍が村民全滅を図った**平頂山事件**や、30万人とも言われる多数の一般住民・捕虜を虐殺・強姦したことで有名な**南京大虐殺**も重要である。関東軍**731部隊**による細菌兵器の開発や人体実験、広島県大久野島における毒ガスの製造、また戦後毒ガス砲弾を中国大陸各地へ遺棄したこと、また徴兵で不足した男性労働者の不足を補うために朝鮮人（約40万人）や中国人（約4万人）の男たちを**強制連行**（拉致）して国内の炭鉱や軍需工場などで強制労働させたこと、軍の関与によって多くの女性が「**慰安婦**」とされ性的暴行を受けたこと、主として朝鮮半島で創氏改名・日本語使用・神社参拝が強制されたこと、中国大陸などでアヘン（麻薬）を高価で買わせて作戦資金を調達したことなどが、日本の加害行為として挙げられる。

①空襲を避けるため都市部の小学生が親元を離れ担任教師と共に農山漁村の寺院などに避難して集団生活を行った。



731 部隊が行っていた人体実験の記録。

2-2 戦争中の被害と加害 <標準編>

治安維持法 と特高警察

治安維持法は、社会主義思想の普及を恐れる政府が1925年に制定した法律で、この法律を実行するために設置された組織が**特高警察（特別高等警察）**である。

治安維持法は1928年と1941年に最高刑が死刑にまで引き上げられ処罰範囲も拡大されたので、それに応じて特高警察も社会主義思想のみならず政府に対して批判的な言論活動をことごとく弾圧するようになり、自由主義思想や反戦思想をもつ人物までもが探索・監視された。中には正当な理由もなく逮捕され警察署で拷問を加えられて殺害された者もいた（プロレタリア作家の**小林多喜二**や、**横浜事件**【①】が知られている）。【②】

なお戦後1952年に類似目的で制定された**破壊活動防止法**、盗聴捜査を認めた**通信傍受法**や、政府が成立させようとしている「**共謀罪**法案」については、これを“治安維持法の復活”として批判する意見がある。

都市空襲と 原爆投下

アジア太平洋戦争は、1941年12月8日未明に日本軍がマレーシアに上陸するとともに米国ハワイの真珠湾にある海軍基地を爆撃したことによって始まった。

最初は日本が優勢であったが、**ミッドウェー海戦**での敗北を境に連合国軍（主力は米軍）が南太平洋を制するようになり、1942年以後**サイパン島**を拠点にした連合国軍のB-29爆撃機の編隊による主要都市への爆撃が頻発するようになった。特に、1945年3月10日未明の**東京大空襲**では一夜にして10万人の人々が犠牲になり、1945年8月6日広島と9日長崎に投下された**原子爆弾**では合計約20万人の人々が被爆死したと推定される。このような都市空襲は軍人と民間人の区別をしない**無差別爆撃・大虐殺**であり、連合国軍の責任は重大である。

沖縄における 地上戦

アジア太平洋戦争で唯一、住民を巻き込んで地上戦が展開されたのが沖縄である。当時の日本軍は、やがて連合国軍が日本列島に上陸してくることを想定し、それまでの時間稼ぎの意味で沖縄を利用した（**捨石作戦**）。しかし軍司令部が沖縄に投入した兵力はわずかで、住民を軍役に駆り立てたうえ（例：**ひめゆり部隊**、**鉄血勤王隊**など）、住民を連合国軍のスパイではないかと疑い、洞窟（**ガマ**）の中に押し込めた住民などにいわゆる「**集団自決**」をせまるなど、“国民を守る軍隊”とはいえない行為によって多くの住民が命を落とした。

①石川県の温泉に集まった出版社の編集者たちが「日本共産党の再建協議をした」との疑いをかけられて弾圧された事件

②治安維持法と特高警察による被害者とその遺族の一部は、現在でも政府に対し損害賠償を求めている。



沖縄の「平和の礎」

沖縄戦の全犠牲者約20万人の氏名を国籍や軍民の区別なく刻んでいる。

南京大虐殺

1937年に日本軍は上海に上陸し、当時の中華民国の首都であった南京をめざして侵攻した。この侵攻の途上【③】および到着後の南京市内で日本軍が行った中国の軍人・民間人に対する虐殺行為を**南京大虐殺**と呼ぶ（その犠牲者は中国側発表で30万人と言われている）。

南京市内で日本軍は、多くの人々を“民間人の服装をした兵士（便衣兵）”として市内数箇所を集め、その後長江の河岸などで銃殺し遺体を流すなどした。また逃げ遅れた多くの女性を**強姦**したのち殺害した。このような行為は、当時の国際法でも禁じられていた犯罪行為であり、日本軍の責任は重大である。

この虐殺の様子は、国際連盟の係官やジャーナリスト・宗教家などによって目撃されフィルムに記録されて欧米に伝えられたが、日本では極秘とされ、「南京陥落」の報道に接した人々が提灯行列で祝ったのみであった。

慰安婦と強制連行

日本軍は将兵の性的欲求を満たすため、多くの女性を「**慰安婦**」として軍に同行させ、強姦を繰り返した。慰安婦とされた女性の中には、朝鮮の女性が多く中国や東南アジア出身者もいた。「日本に行けば給料のよい仕事がある」などとブローカーにだまされて慰安婦にされた者が多く、中には強制的に連行された者もいた。将兵による強姦は古今東西よく見られる現象ではあるが、その規模・被害者数・軍の関与などの点で、日本軍の慰安婦制度における人権侵害は特筆されるべきものである。

また戦争が長期化し国内の男たちが不足してくると、鉱山や建設現場などの労働力として朝鮮（約40万人）や中国（約4万人）の男たちを**強制連行**し働かせるようになった。特に中国人の強制連行は、建設会社からの要求を背景に閣議決定に基づく**国策**として行われた。働かされた男たちは粗末な宿舎や食事のために数千人が栄養失調などで死亡した。【④】

細菌兵器と毒ガス砲弾

731部隊は中国東北部のハルピン郊外に本部を置く「関東軍防疫給水部」と称される衛生部隊で、軍医が多く所属していた。1940年に部隊長となった石井四郎（軍医中将）は極秘に**細菌兵器**の開発に乗り出し、その過程で中国人や朝鮮人らを使った人体実験や生体解剖を繰り返した。また広島県大久野島では**毒ガス**が製造された。これらの細菌や毒ガスはいずれも実戦で使用されたほか、敗戦時には大量の毒ガス砲弾が中国大陸や国内に遺棄された【⑤】。細菌兵器や毒ガス砲弾の実戦使用は当時の国際法で禁じられており、明白な戦争犯罪であった。

③進軍途上、日本軍の2人の将官が「どちらが先に100人を斬り殺せるか」を競ったという（**百人斬り競争**）。

④秋田県の花岡では、強制連行され土木工事に従事させられていた約900人の中国人たちが、過酷な労働と劣悪な生活条件に反発して蜂起する事件も起きた（**花岡事件**）。

また北海道では、労働現場から逃走し戦後13年間も山野に隠れていた人がいた（**劉連仁**の逃避行）。

⑤中国では最近、建設工事現場などで不意に旧日本軍の遺棄毒ガス砲弾が掘り出される事故が多発している。

2-3 日本国憲法の成立と基本原理 <基礎編>

日本国憲法はどのようにしてできたのだろうか？

日本国憲法の成立過程

1945年、日本はポツダム宣言を受け入れ、連合国に降伏した。ポツダム宣言は日本軍国主義の根絶、基本的人権の尊重、民主主義の実現などをうたっており、連合国軍総司令部（GHQ）はこの宣言に従った憲法改正を指示した。

しかしこれに応じて作成された日本政府の改正案（松本案）は、明治憲法と大差のないものであったため、総司令部は自ら草案（マッカーサー草案）を作成し、日本政府に手渡した。これをもとにした政府案が帝国議会で審議・修正されたうえで可決されたのが日本国憲法であり、1946年11月3日に公布され、翌1947年5月3日から施行された。

日本国憲法の三大原理

日本国憲法は明治憲法と異なり、民主政治の原理に忠実な内容をもっている。

第一の原則は、**基本的人権の尊重**である。それは「法律の範囲内」で認められた「臣民の権利」とは異なり、すべての人が生まれながらに有する「侵すことのできない永久の権利」として立法をはじめ国政において最大限度尊重されるべきものとされた。そして、それを維持するために国民は継続的に努力することが必要であると力説されている。

第二は、**国民主権の原理**である。憲法前文はこのことをはっきりと述べ、それとの関係で明治憲法の天皇の大権は否定された。天皇は日本国および国民統合の象徴とされ、「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」ものとなった（**象徴天皇制**）。天皇は憲法を尊重する義務を負い、内閣の助言と承認に従って、憲法に定められた国事行為のみをおこなうことになった。

第三の原則は**平和主義**である。この憲法は戦争の悲惨な体験から生まれたこともあって、前文ですべての国民が「平和のうちに生存する権利」をもつとし、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べている。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた第9条は、この精神を具体化したものである。

このほか日本国憲法には、明治憲法にはなかった地方自治に関する規定も設けられた。これは、明治憲法時代の中央集権的な政治に対する反省に基づくものである。

コメント [Tt1]: このページほぼ全部：2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p117

2-3 日本国憲法の成立と基本原理 <標準編>

GHQから 改憲の指示

敗戦後日本を占領した連合国軍の総司令部（GHQ）は、日本の民主化をうたったポツダム宣言に基づき、1945年10月に日本政府（幣原内閣）に大日本帝国憲法の改正を指令した。政府は松本蒸治・国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会（松本委員会）を設置して憲法改正の調査（準備作業）を始めた。そして翌1946年2月ごろに最初の改正案（松本案）をまとめ、GHQに提出した。しかしこの改正案の内容は、例えば明治憲法第1条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」との規定を「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」に、また「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とある規定を「天皇ハ軍ヲ統帥ス」に変えた程度で、明治憲法と大差のないものだった。

民間草案と 女性の意見

政府の作業が進むにつれて、政党や知識人のグループが独自の憲法改正案を提案する動きが活発になった。このようなことから、最初GHQは憲法改正作業を静観するつもりであった。しかし政府から提出された松本案の中身があまりにも保守的であることに危機感をもち、GHQは方針を転換して、みずから草案を作成する作業に着手した。

GHQは、多くの民間草案の中から「憲法研究会」という日本の憲法学者やジャーナリストたちのグループが作成した草案を「民主主義的である」として高く評価した。そしてこれを基礎にしながら、当時の世界各国の憲法も参考に、さらにGHQ 民生局の女性係官の意見により男女同権などの規定や、また違憲立法審査権の規定などを追加して、最終的にGHQ案（マッカーサー草案）としてまとめ、日本政府に示した【①】。

日本政府はマッカーサー草案を日本語に翻訳して政府案とし【②】、帝国議会に明治憲法の改正案として提出。帝国議会ですらに若干の修正が加えられたのち現在の内容に確定した【③】。そして1946年11月3日（明治天皇の誕生日）に公布され、半年後の翌年5月3日から施行された。

こうして日本国憲法は、ポツダム宣言の精神を取り入れ、ワイマール憲法の社会権の条項をも取り込んだ、世界最先端の憲法として成立したのである。

象徴として の天皇

日本国憲法は第1章で天皇および皇室について定めている。それによれば、天皇は日本国および国民統合の象徴であり、日本国民の総意に基くものとされている。

①憲法研究会には、戦前から植木枝盛の憲法草案などを研究していた鈴木安蔵や、社会運動家の高野岩三郎らが参加していた。

また男女同権の規定は、戦前日本に滞在した経験があるGHQ 民生局員ベアテ・シロタ・ゴードンの意見によって盛り込まれた。

②政府は英文を翻訳するに際して少しでも民主的な要素を弱めようとしたが、GHQの日本語に堪能な職員がそれを阻止した。

③たとえば25条の生存権の規定は、上記「憲法研究会」のメンバーの一人であった森戸辰男の意見で加えられたものである。

る（第1条）。これは、天皇はもはや絶対的存在ではなく、国民が認める限りにおいて天皇であるに過ぎないということである。

皇位（天皇の地位）は、**世襲**（親から子へ受け継がれること）であり、**皇室典範**（法律）の定める手続きによって継承される（第2条）。皇室典範は、天皇は「男系の男子が継承する」ことを定めており、男系すなわち過去の天皇が父親の血統に属している男性しか天皇にはなれないことになるため、女性天皇の是非、あるいは女性天皇の子孫が天皇になることの是非をめぐる、論議が起こっている。なお天皇には必要に応じて摂政が置かれる場合がある（第5条）。【④】

天皇は、**内閣の助言と承認**に従って、**国事行為**と呼ばれる儀式的な行為や、内閣総理大臣および最高裁判所長官の任命のみを行い、実際の政治に関わることはできない（第3・4・6・7条）。天皇が戦前と比較してほとんどの政治的権能を失ったのは、明治憲法時代に天皇が絶対的権力者（神）として国民を支配したことに対する反省に基づいている。なお、日本国憲法には規定がないが、実際には天皇は国事行為のほかに、国民体育大会開会式などへ来賓として出席し「お言葉」を述べるなどの公的行為をおこなうことがある。

皇室財産はすべて国に属し、皇室の費用はすべて予算に計上して国会の議決を得なければならない（第88条）。また皇室財産の授受は、国会の議決に基づかなければならない（第8条）。このように皇室の財産の透明化が図られているのも、明治憲法の時代に天皇が絶対的権力を握っていたことへの反省によるものである。なお、皇室の予算は、宮廷費と内廷費に大別され、宮廷費は皇室の公的な費用にあてられ、内廷費は天皇および皇族の私生活をまかなう費用にあてられる。

天皇および皇族は、現実には豪華な住宅（皇居あるいは宮邸）に住み、万全の警護を受けているので、あたかも日本で最も高い地位にあるように見えるが、法的・政治的・経済的には、国会および内閣の管理下に置かれており、主権者たる国民の「上」に立つ存在ではない。それゆえ、テレビや新聞などで天皇や皇族に対して最上級の敬語が用いられている【⑤】ことは、本来は日本国憲法の本質とは相容れないことであり、現在でも明治憲法時代の感覚が残っているといえる。例えば英国王室の人々が気軽に一般市民と交流しているように、日本の皇室ももっと開かれた存在になるべきである。

④なお昭和天皇が晩年体調を崩したときには、皇太子（現天皇）が臨時代行を務めた。

⑤「天皇陛下」の「陛下」は最上級の敬称であり、皇太子などにつける「殿下」や「閣下」も敬称であるが、日常生活で使用することはほとんどない。

2-4 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰 <基礎編>

歴史は教訓として生かされるのだろうか？

戦争責任者の処罰

第二次世界大戦は、戦後に責任者に対する**国際軍事裁判**が行われた点で、それ以前の戦争と大きく

異なっている。

日本の同盟国であったドイツでは、1945年から翌年にかけて「**ニュルンベルク裁判**」という国際軍事裁判がひらかれ、侵略戦争の計画や加担あるいは戦争犯罪や非人道的な犯罪を犯したことを理由にして、元ナチス党の幹部や政府高官など24人が裁判にかけられ、半数の12人が死刑に処せられた。

日本では、ポツダム宣言（第10項）に基づいて、1946年から48年にかけて東京でA級戦犯に対する「**極東国際軍事裁判（東京裁判）**」【写真】が、またアジア各地で「**B C級戦犯裁判**」がひらかれた。東京裁判では「平和に対する罪（侵略戦争の計画など）」・「通例の戦争犯罪（捕虜の虐待など）」および「人道に対する罪（大量虐殺など）」で、東条英機元首相をはじめとする軍や政府の高官など28人が裁かれ、うち7人が死刑に処せられた。



被害者への謝罪と補償

ドイツは戦後、被害国に対して「永遠に謝り続ける」との決意で、真剣な**謝罪**を繰り返している【①】。また「連邦援護法」や「連邦補償法」などの法律や「記憶・

責任・未来」基金（総額100億マルク）の創設により被害者への**補償**にも積極的に取り組んでいる。さらに戦争犯罪人の捜索・裁判・処罰を現在でも続けている【②】。

この点で日本はドイツと対照的である。たとえば日本の首相が中国や韓国で謝罪の言葉を述べることはあるが、他の政治家が中国や韓国を侮辱する発言を繰り返したり、歴史を歪曲する言論が放置されていること等が原因で「本心からの謝罪」とは理解されていない。また日本政府は、在外資産の放棄や経済援助などの形での事実上の賠償のほかには、1951年のサンフランシスコ平和条約で「政府や国民の賠償請求権は相互に放棄する」趣旨の規定があることを理由に、被害国民への個人補償には応じない態度を続けている。また軍人恩給や被爆者援護などを除き日本人の戦争被害者にも補償をしていない。

①1970年ブランド首相のユダヤ人居住区跡での献花【写真】や、1985年ヴァイツゼッカー大統領の演説が有名。また2004年には首都ベルリン中心部の2万㎡の広大な敷地に、2711基におよぶ巨大な慰霊碑群を建設した。

②ドイツでは計画的殺人には時効がない。またユダヤ人虐殺の事実を否定する言論は禁止されている。



2-4 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰 <標準編>

東京裁判の 評価

「東京裁判」においては、アメリカの方針で戦前日本における最高権力者であった昭和天皇は**免責**されたほか、関東軍 731 部隊の戦争犯罪や「慰安婦」に対する暴行の罪も裁かれなかった【①】。また「BC級戦犯裁判」では、本来ならば日本の**植民地**支配の犠牲者でもある朝鮮人や台湾人が理不尽にも日本軍人として裁かれるという悲劇も起こった。

なお東京裁判については、「勝者による報復裁判だ」という意見や、インド出身のパル判事が示した無罪判決論（パル判事の意見書）を評価する意見などがある。しかし、日本は戦争犯罪人を処罰することを明記したポツダム宣言を受諾し、またサンフランシスコ平和条約でも東京裁判を受諾する旨を約しており、現在これらに異議を唱えることは無意味である。またパル判事が主張したのは、第二次世界大戦中には犯罪行為として確立していなかった「人道に対する罪」の責任を戦後になって問うことはできないということであり、日本が犯した加害行為の事実は認めている。

被害国への 謝罪と補償

日本政府は、ビルマ・フィリピン・ベトナム・インドネシアの4ヶ国には賠償金を支払ったが、その他の国々については個別の条約を締結し、在外資産（現地の土地・建物や預貯金など）の放棄や、**経済援助**という形で資金を提供したのみであった。

被害国民へ の対応

日本が第二次世界大戦中に近隣諸国の国民（個人）に対して多大の被害を与えた事実については、戦後の長い期間、日本人の間であまり認識されていなかった。また、実際に被害を受けた国民に対する損害賠償（**戦後補償**）もほとんど行われてこなかった。

1982年に、高校用日本史の**教科書検定**で、当時の文部省が、アジアへの日本の「侵略」という原稿本の記述を「進出」と書き換えさせた事実が報道されると、韓国や中国で日本の加害行為に対する謝罪と補償を求める運動が湧き起こり、その影響で多くの日本人が「加害の事実について具体的に知ろう」とするようになった。

韓国や中国の戦争被害者たちは、1980年代から90年代にかけて、日本の政府や、強制連行で働かされた企業に対して損害賠償（戦後補償）を求める裁判を次々と起こした。これらの裁判のいくつかは現在でも続いている。

①ただし731部隊の戦争犯罪は、戦後シベリアに抑留された軍人に対してソ連が実施した**ハバロフスク裁判**や中国が実施した**撫順戦犯裁判**で裁かれた。

なおドイツでは、ニュルンベルク裁判で裁かれなかったナチス犯罪をドイツ人みずから裁く「**フランクフルト・アウシュビッツ裁判**」が1963年に開かれている。

る。しかしこれまでのところ日本の裁判所は、日本による加害行為があった事実は認めるものの、損害賠償の請求についてはいっさい退ける判決を出し続けており、韓国や中国では怒りが広がっている。【②③】

もとより被害者に対する補償がまったく行われていないわけではない。いわゆる「慰安婦」被害者たちに対しては、1995年に自民党と社会党の連立内閣である村山内閣の提案で「**女性のためのアジア平和国民基金**」が設立され、2007年に解散するまで12年間、一般国民からの寄付金によって一人あたり約200万円の見舞金が支払われ、首相名の謝罪文が手渡された。しかし政府が資金を拠出していなかったこともあり、日本国政府としての公式の謝罪とみなすべきかどうか論議をよんだ。

現在、強制連行被害者による裁判を支えている弁護士たちは、強制連行の被害者に対する補償をまかなうために企業と政府の共同出資によって基金を設立すべきとする提案をしている。これは2000年に設立されたドイツでの同様の基金（「記憶・責任・未来基金」）を参考にしたものである。これについて中国での営業活動を円滑にしたいという思惑から前向きな企業がある一方、政府はこの提案を拒否しつづけている。

日本国民への対応

いっぽう、第二次世界大戦中に被害を受けた多くの日本国民に対して日本政府が取り組んできたことは、**軍人軍属**だった人々とその遺族への補償（**軍人恩給**）、**原子爆弾**の被害者の一部に対する援護、**中国残留孤児**に対する援護だけである。

それゆえ例えば、**治安維持法**違反で逮捕・拘禁された人々とその遺族は現在でも治安維持法違反で有罪とされた裁判の再審や、あるいは治安維持法によって受けた被害の賠償を政府に求めている。また**原子爆弾**の被害者でありながら厳しい「認定基準」のために補償を受けられない人たちが裁判で争っている。さらに2006年には**東京大空襲**（1945年3月10日未明の大空襲）の被害者・遺族も損害賠償を求めて裁判を起こした。

国際刑事裁判所の設置

ナチス犯罪を裁いた**ニュルンベルグ裁判**や日本の**東京裁判**で戦争犯罪を戦後の国際裁判で裁いた経験がもとになって、2003年、国際連合に「**国際刑事裁判所**」が設置された。これは、戦争の過程で起きた**集団虐殺**（**ジェノサイド**）など**国際人道法**に反する重大な犯罪行為を裁く法廷で、国家ではなく個人が裁かれるものである。日本は2007年に加盟した。

②日本の多くの裁判所は時効を理由に請求を棄却しているが、その背景には、1970年に成立した「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」を日本は現在でも批准していないという事情がある。

③1972年の日中共同声明で、中国は「日本に対する賠償請求権を放棄する」と宣言した。しかし中国国民の請求権を放棄したとは書かれていないため、日中で解釈が分かれている。